

期日報告書⑱

平成31年3月13日

函館市 御中

さくら共同法律事務所
弁護士 河合弘之
外11名

拝啓 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

ご依頼の相手方国外1名との間の東京地方裁判所平成26年（行ウ）第152号 大間
原子力発電所建設差止等請求事件について、下記のとおりご報告いたします。

敬具

記

- 1 期日 平成31年3月11日（月曜日）午後2時00分
東京地方裁判所103号法廷
第19回口頭弁論期日
- 2 出席者 当方：弁護士12名（河合弘之（団長），海渡雄一，井戸謙一，青木秀樹，只野靖，望月賢司，白日光，兼平史，中野宏典，金裕介，甫守一樹，大河陽子）
相手方（被告ら）：各代理人弁護士ら 出席
- 3 準備書面の陳述・証拠調べ
当方：甲F108号証～甲F109号証 提出
平成31年3月6日付け証拠説明書（30）
平成31年3月11日付け証拠説明書（31）提出
相手方（被告国）：平成31年3月11日付け第16準備書面 陳述
乙A40号証～乙A44号証 提出
平成31年3月11日付け乙A証拠説明書 提出

相手方(被告電源開発)：平成31年3月4日付け上申書 提出

4 口頭弁論の内容

裁判所は、プレゼン資料について、3月8日付で被告国より「確認させていただきたい事項」と題する書面が提出され、これに対して原告が「確認させていただきたい事項について」と題する書面を提出したことに触れ、期日で行われる弁論、プレゼンについては主張立証としては扱わないこと、準備書面で主張していない事柄については、今後の準備書面で主張し、立証すれば、主張立証したものとして扱うことを確認し、プレゼンはこのまま実施することとしました。

原告訴訟代理人中野弁護士が、「弁論更新に当たって」に基づき、司法審査の前提に関する問、題大間原発の概要と特徴、活断層評価の問題について、プレゼンを行いました。なお、時間の都合上、テロ対策等に関する意見については、次回期日に行うことになりました。そして裁判所は、今後の審理方針については、進行協議期日の場で議論したいと述べて、本期日は終了しました。

最後に裁判所は、今後の予定について、「5」のとおり指定して、期日は終了しました。なお、次回期日後に、進行協議期日を行うことが確認されました。

5 今後の期日

日時 平成31年7月17日（水曜日）午後2時00分開始

場所 東京地方裁判所103号法廷

第20回口頭弁論期日

以上